平成25年度 第1回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成25年8月29日(木) 18:00~19:30
- ◆場所 小樽市役所本館2階 市長応接室
- ◆欠席委員 なし
- ◆事務局 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、子育て支援課長、子育て支援課子育て支援係長、 子育て支援課保育係長
- ◆関係課 男女共同参画課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、学校 教育課長 (欠席: 企画政策室主幹、商業労政課長、生涯学習課長)

(注)発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから第1回小樽市子ども・子育て会議を開催します。

初回ですので、会長選出までの間、事務局が進行を務めさせていただきます。会議の開会に先立 ち、最初に委嘱状の交付を行います。市長からお渡ししますので、順次、委嘱状の交付を受けられ ますようお願いします。

(市長から各委員へ委嘱状を交付。)

◇事務局

それでは、これより第1回小樽市子ども・子育て会議を開会いたします。最初に、市長より挨拶を申し上げます。

◇市長

皆様、こんばんは。ただいまご紹介いただきました市長の中松でございます。本日はご多忙にも かかわりませず、第1回「小樽市子ども・子育て会議」にご出席を賜り、誠にありがとうございま す。また、皆様方には小樽市の教育・福祉行政の推進に日頃より格別のご支援・ご協力をいただき、 改めて厚く御礼申し上げます。さて、すでに皆様もご承知のことですが、昨年8月、国において、 子ども・子育て関連3法の制定がなされ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格 的に施行される予定となっております。小樽市におきましては、国の動きを踏まえ、本年6月の市 議会で「小樽市子ども・子育て会議」の設置条例を制定し、その後、関係団体からのご推薦や市民 の皆様の公募などを経まして、本日、最初の会議の開催に至ったものであります。国は、本年4月 から新制度の詳細についての検討を進めてきており、今後も逐次、制度の内容やスケジュールが自 治体に対して示されてまいりますが、本市におきましても、地域に合致する産み育てやすい環境づ くりは大切な課題と考えており、子どもたちに係る有効な施策を推進できますよう委員の皆様方に は各分野で培われました専門性や、日常お子さんと接しているご経験などを基にした適切なご意見 を賜りたいと考えている次第であります。本年秋にはニーズ調査の実施、その後の新制度に関する 計画づくりなど、逐次、取組課題が出てまいりますが、本市の子育て関連施策の推進のため、委員 の皆様方には、重ねてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりまして のご挨拶させていただきます。本日は、大変ご苦労さまでございます。

◇事務局

市長はこの後、他の用務がありますので、ここで退席します。 委員の皆様を順次ご紹介いたします。

(委員紹介)

◇事務局

子ども・子育て会議の事務局を担当する福祉部職員及び子ども・子育て支援新制度の実施に関係する庁内の関係課長を紹介します。

(福祉部職員及び庁内関係課長の紹介)

◇事務局

議事に入る前に会議の定足数に関して報告します。条例第5条第2項で過半数8名の出席が必要とされていますが、本日は14名の委員全員が出席しており、会議は成立しています。

次に、この子ども・子育て会議の会長、副会長の選出に入ります。条例第4条で「会長、副会長 はそれぞれ委員の互選により定める」となっています。どなたかご発言をお願いいたします。

◇委員

事務局では何か案を持っていますか。あれば提案してください。

◇事務局

事務局としては、会長に片桐委員、副会長は酒井委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員「異議なし」)

◇事務局

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、片桐委員に会長を、酒井委員に副会長をお願いしたいと思います。なお、今後の会議の進行につきましては、条例第5条第1項で「会長が会議の議長となる」ことが規定されていますので、よろしくお願いいたします。それでは、片桐会長、正面の会長席にお移り願います。引き続き、片桐会長から就任にあたりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

♦会長

ただいま、本会議の会長にご推挙いただきました小樽商科大学の片桐です。皆様のご協力を賜りながら、小樽市が子どもにとって過ごしやすい街、保護者にとって子育てしやすい街づくり、そうした街になりますように会議を進めてまいりたいと思いますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に、この会議の今後の進め方に関することを確認したいと思います。市の条例第8条で「子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める」となっています。次第では「7その他」の(1)となりますが、これについて事務局より説明願います。

◇事務局

資料10をご覧ください。この会議につきましては、市の条例に基づき設置したものですが、会議の細かな運営など細部については、あらかじめ確認しておくことが望ましいことと考え資料10として記載したものです。1では会議の公開について原則として公開し、例えば第三者に影響が生じる事項などが出てきた場合はその部分に関しては非公開とするもの。2では会議の傍聴について、公開ですので傍聴可とするが、会議を行う部屋の都合上、人数には制限があり事前に申込みを受けるもの。3では会議録の扱いについて1と同様に原則として公開し、市のホームページにて行うこととした内容です。

♦会長

それでは、会議運営に関する内容ですが、質問、意見はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

ありませんか。無ければ内容については修正せず、原案のとおり、承認します。

♦会長

次に、議事事項2番目の「子ども・子育て会議の役割」について、事務局より説明願います。

◇事務局

資料3をご覧ください。この子ども・子育て会議の設置の経過についてですが、冒頭の市長挨拶でも触れていましたが、昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立し早ければ新制度が平成27年度から開始予定となりました。新制度では市町村の事業計画づくりが義務付けされ、計画策定にあたっては子育て当事者等関係者の意見を聴くこととされました。また、計画策定後の実施状況の調査審議なども必要とされています。本市では本年7月に会議の設置条例を制定した経過となっています。この子ども・子育て会議の役割は子ども・子育て支援法第77条に基づくものであり、中段の囲みに記載しているとおり、4項目についての役割を持っています。今後、新制度に移行していくとした幼稚園や保育所の利用定員などの設定に関することや、市町村の事業計画づくりに関してとなっています。

◇会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、この案件は子ども・子育て支援法と国が示している考え方によって、この子ども・子育て会議の役割が位置づけられているとのことですが、この内容で確認しておきたいと思います。次に、議事事項3番目の「子ども・子育て新制度の概要」について、事務局より説明願います。 ◇事務局

資料4をご覧ください。

はじめの目次についてですが、1ページ~13ページまでが新制度の概要についての資料となっており、14ページ~17ページまでが、今後、小樽市子ども・子育て会議でも御検討いただく市町村が策定する事業計画についての内容となっています。

1ページをご覧ください。「これまでの検討経緯」についてですが、子ども・子育て関連3法は 平成24年3月30日に法案が国会へ提出され、6月15日に自民、公明、民主の3党実務者会合 で原案の修正が図られ、8月に入って成立・公布されています。

2ページをご覧ください。「子育てをめぐる現状と課題について」ですが、国はこのたびの新制度の内容を構成するにあたり、現状と課題を記載のとおり示したものです。このページの左側に記載のとおり、急速な少子化の進行や結婚、出産、子育ての希望がかなわないなど10の項目が掲げられていますが、現状認識が示されており、右側には大きく3点の項目で、教育・保育の提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援が課題とされています。

3ページをご覧ください。「子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント」についてですが、このたびの新制度については、子ども・子育て関連3法によるもので、関連3法という言葉に関しては、ここの資料に記載はしていませんが、3つの法律があり「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、児童福祉法など関連法律の一部改正を載せている略して「整備法」と称されております。この3法の趣旨は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することであり、また、主なポイントとして、3点掲げられており、一つ目の認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」と小規模保育等への給付として「地域型保育給付」を創設すること。11ページをご覧ください。この小規模保育等が示されています。現在の施設が自動的に移行するわけではありませんが、新制度でこのように位置づけられています。二つ目の幼保連携型認定こども園の制度の改善が図られ、認可や指導監督が一本化されるなどのこと。三つ目の地域の子ども・子育て支援の事業を充実させていくという3点が挙げられています。12ページをご覧ください。この地域子ども・子育て支援事業が示されています。なお、さきほど

の11ページの居宅訪問型保育と12ページのファミリーサポートセンター事業は別なものとなっています。

4ページをご覧ください。「幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み」についてですが、こうした新制度を作っていくにあたり、主に4点記載がありますが、①市町村が実施主体であること。②新制度の財源は消費税率の引き上げを前提としていること。それで0.7兆円を確保し、残る0.3兆円は政府が確保に努力するとされていること。③新制度の推進体制を一元化し内閣府を主体とすること。④国及び地方に子ども・子育て会議を設けるなどとされています。5ページをご覧ください。「子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像」についてです

が、さきほど3ページの主なポイントでも触れましたが、新制度では給付という範囲と事業という 範囲に大きく2つに区分されることになります。ここも新制度の大きなポイントで「施設型給付」 「地域型給付」という種類に分かれて公費負担とされるものです。「地域子ども・子育て支援事業」 についても主な事業が載っています。

6ページをご覧ください。「子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)」についてですが、子育てしている家庭は保護者の就労の有無や子どもの年齢で区分されており、これらの家庭に対する需要調査を行って、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。その計画に基づき、前の5ページでも示された内容の新制度の給付や事業の整備、実施するというイメージとなっています。

7ページをご覧ください。「子ども・子育て支援法~認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など共通の財政支援のための仕組み」についてですが、5ページ、6ページと出てきていますが、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とする「施設型給付」と小規模保育等への給付となる「地域型保育給付」が図示されています。

8ページをご覧ください。「保育に関する認可制度の改善等について」についてですが、【基本的な考え方】は、保育所の認可に当たっての考え方が示されており、最初の①にあるとおり、保育所は基本的に客観的要件が整えば原則認可する。ただし②で例外があり、欠格事由がある場合や供給過剰となる場合は除くとされています。また、三つ目はこれまで無かった市町村の「確認」という行為が新たに必要となってきます。それを経て、新制度の「施設型給付」と「地域型保育給付」の対象施設・事業となる流れが示されています。下段の【イメージ】では、現行と新制度を比較して示しています。保育所自体の認可は都道府県が行うことで変わりませんが、小規模保育等の認可は市町村が行うこととなります。

9ページをご覧ください。「施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて」ですが、戻って5ページをご覧ください。左側の内容、項目と関連する内容で、前のページでも、新たに市町村が各施設の利用定員を定めた上で「確認」という行為を行うことを申し上げましたが、そのほか、対象となる施設型給付と地域型保育給付の対象施設や事業の法人格の必要性の有無、今後、市町村が条例で運営基準を定めること、運営基準を守っているかどうかは市町村が指導監督を行うとされています。

10ページをご覧ください。「施設型給付の創設」についてですが、現在の幼稚園、保育所等への運営費に係る財政措置を新たな制度では施設型給付として行うとしていることを図で示したものです。

11ページをご覧ください。「地域型保育給付の創設」についてですが、先程3ページの関連で見ていただきました。「地域型保育給付」の対象となる施設、事業が示され、制度的な面は「施設型給付」と同様としています。繰り返しになりますが、従来は認可外保育施設という範囲でまとめられていたものが事業者の意向も前提としてありますが、今後、市で条例化される運営基準などへ

の適合などをクリアする場合は、幼稚園、保育所という施設型以外の給付事業として位置づけられるものです。

12ページをご覧ください。「地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について」ですが、今、申し上げた施設を中心とする給付事業のほか、子育て家庭を対象とする事業を法定として13種類の事業を掲げています。

13ページをご覧ください。「安定財源の確保」についてですが、4ページでも申し上げましたが、その内容を少し詳しく記載しています。消費税率5%の引き上げによる財源を主要なものとしています。以上が新制度の概要であり、幼稚園、保育所、認定こども園という施設ばかりではなく、小規模保育施設なども活用して待機児童の解消を図ることや、地域の子育て支援事業の充実などが、主なものとなっています。

14ページから17ページについては、今後、市町村で策定が求められている「子ども・子育て支援市町村事業計画」に関して記載されています。最初の14ページでは、中段の細い字で記載されている箇所ですが、子ども・子育て会議の意見を聴きつつ計画を26年度中にまとめることとされています。点線の枠内、三つ目の「制度に関する基本的事項の提示」という項目ですが、新制度は平成27年度から開始予定であり、この計画づくりにあたっては、国が『基本指針』というものを現在、作成していますが、その内容に基づき、計画づくりを進めることとなっています。

15ページは図による表示であり割愛します。

16ページをご覧ください。中段記載のとおり、この計画に必ず記載すべき事項、また任意の記載事項に分けて載っています。いずれにしても計画に盛り込む内容が記載されています。

17ページでは16ページの記載事項に関して、計画に盛り込む内容を少し詳しく記載しています。この17ページの一番上の行にこの計画のポイントとして、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」となっています。具体的にはニーズ調査を行った後、需要量の見込みを立てて、どう体制を確保するか、またいつの時期から実施するかということを記載する計画となるものとなっています。

♦会長

それでは、大変情報量の多い説明でありましたが、どうでしょうか。ご質問はありますか。 ◇委員

今後、よく勉強していく必要があると思います。また、あらためて聞いていきます。 (各委員そのほか「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、ご意見等は無いようなので、次の議題に移ります。次に4番目の「子ども・子育て新制度に関連する本市の状況」について、事務局より説明願います。

◇事務局

さきほどの資料4でも説明しましたが、このたびの新制度は幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業となっており、その関連で本市の概要をピックアップした資料としたものです。

1ページは本市の出生数などの概要、2ページは幼稚園、保育所等の施設の現況、3ページから 5ページは資料4の12ページと関連する内容であり、「地域子ども・子育て支援事業」として、 13種類の事業が示されていましたが、本市の事業と対比した形式としたものです。5ページでは、 国で現在も検討中の事業もあり、今後、自治体段階で事業化の検討が必要なものも示されています。

引き続き資料6をご覧ください。このたび、子ども・子育て支援事業として、新制度に関わる議論が今後、続いていくが、現在までの市の子育て支援の計画、又取組として「小樽市次世代育成支援行動計画」があります。今後の事業も今、説明のとおり実施中の事業が既にあるものや、全く新

規の事業もありますが、現在まで市として取組している内容はこの計画に基づく取組となっています。例えば26ページでは、「待機児童の解消」、「延長保育事業」などとありますが、いずれも確保する量までは示しておらず、拡大であるとか、実施の検討など方向性を主に示しているものです。幼稚園、保育所、子育て支援ばかりではなく、交通安全、住宅など、全体として幅広く、約120の事業項目になっています。参考資料として提出したもので、詳細な説明は割愛しますが、のちほど目を通してください。

◇会長

それでは、ただいまの説明についての質問、意見はありますか。

◇委員

初めて目にする内容の資料もあり、直ちに要望、意見とならないが、持ち帰り検討します。また、 次回の会議でも必要に応じて話していきます。

◇会長

委員としても勉強しつつ、意見なども集約して、この会議で話し合いたいと思います。

◇委員

この子ども・子育て会議は子育て支援を目的としたものですが、本市は子どもが減少傾向にあります。その状況で子育て家庭へどういった支援ができるかということになるので、皆さんの意見も聞きながら意見を申していきます。

◇委員

資料も国と小樽市を比較するなどしていますが、持ち帰ってよく検討します。

◇委員

この制度は子どものためにあるべき制度だと思います。認定こども園でも親子の絆を補うように 子育て支援事業を行っていますが、子育てが楽しくなるような議論ができればよいと思います。

◇委員

今後、この新制度が進んでいくと思いますが、本市の人口も子どもの数も減っています。学校も 統廃合が進んでいます。子どもが小さい時から、また、働くお母さん方にとっても目を向けながら、 良い制度になっていけばと思います。

◇委員

「小樽市次世代育成支援行動計画」の際、会議に参加していました。色々意見があったことを覚えていますが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、今回の新制度も同じように進めていくとすれば、結果はどうなるのでしょうか。新制度では放課後児童クラブが小学校6年生まで拡大するとのことですが、小樽では小学校の教室を活用したクラブの開設が多いと思います。今後、どのくらいの希望があるかわかりませんが、実際に小学校1年生から6年生までがひとつの教室に入った時にどのような活動ができるのか、実際のイメージがわきません。今後、こうしたイメージづくりも大変かなと思います。

◇委員

会議の委員構成を見ると、いいバランスだと思います。会議への希望としては、色々な資料を初めて見ながら意見を申し上げるのは難しさもあるので、可能であれば全部でないにせよ資料の事前配布や会議で協議する点などが分かれば効率的かつ有意義な開催になると思います。特にこの会議は子育てしているお母さん方が当事者として参加しているという特徴があり、子育て当事者の意見や現場の意見を織り交ぜながら議論して小樽の街が良いものとなればと思います。

◇委員

出生率の資料も出されていますが、小樽の人口は減っています。まず、いろんな人に小樽に住んでほしいし、小樽の街に住みたいなと思う街づくりが大事だと思います。そうしたことで人が集まればここで子育てしてみようかと思うし、繋がっていくのかと思います。子育て支援ばかりでもなく、切り離せない面もあると思います。

◇委員

少子化ということですが、地区により人口の増減はあると思います。保育所にも定員があり、待機児童などで入れない場合や定員割れの状況もあると思うので、そうした面も明確にしつつ議論した方が進めやすいのではないかと思います。

◇委員

資料もたくさんでていますが、今後、議論する内容を整理しつつ進めてほしいです。

◇委員

資料はわかりやすいと感じました。今までのもの、これからのものとなっていますが、国が新制度で示したものを小樽市ではどこまでできるのか、今までかなわなかったこともあるし、期待もあります。今後、できなかったことなども議論しながら有意義な会議になればと思っています。

♦会長

委員の皆様から大変貴重なご意見をいただきました。事務局としてもできるだけ資料の事前送付を行い目を通してもらい意見などが出やすい進行をお願いしたいと思います。また、今回の資料はわかりやすかったので、次回以降も同様にお願いします。

それでは、5番目の「今後の進め方・日程」について、事務局より説明願います。

◇事務局

資料7をご覧ください。また、新制度に戻るが、この表は上段が25年度、下段が26年度となっています。この子ども・子育て会議を今後も何回か開催させていただくが、必要があれば表で示している以外の開催も有り得ます。表に示した内容は確定ではないが、国の資料を基に大筋こうした流れになると見込んだものとなっています。大きく3点、「ニーズ調査と市町村事業計画づくりの取組」、「小規模保育施設など地域型保育や放課後児童クラブの運営基準などの条例化」、「電算システムの導入」などがある。最後の電算システムの導入はこの新制度で国が求めているもので導入自体は自治体内部の仕事ですが、今後、新制度が具体的に動き出していくと、早ければ26年10月から対象施設の確認や、利用者に対する保育必要量の確認などでこのシステムを活用するものと見込んでいます。

◇会長

今後の日程、進め方としてこれでよろしいですか。

(各委員「質問、意見なし」)

♦会長

それでは、6番目の「ニーズ調査」について事務局より説明願います。

◇事務局

資料8と資料9をご覧ください。今、スケジュールで説明した当面する取組課題がこのニーズ調査となります。こうした調査を行い、施設の利用希望などを一定まとめた後、市町村事業計画づくりとなります。現時点で国が示している調査票のひな形が資料9であり、詳細な説明は省きますが、この調査票の項目を拾い上げたものが資料8となります。なお、恐縮ですが、資料9で需要量を集計するための項目は元々『青字印刷』となっていましたが、今回白黒の資料なので、その部分は青ペンで表示しています。

資料8をご覧ください。大項目は11、中項目では61ほどとなっています。調査は国の項目を基に市町村が必要と判断したものを一定付け加えて行うこととなり、次回の会議ではこうした具体的内容を検討してもらうことを想定しています。ボリュームもあるので後ほど目を通してください。 ◇会長

それでは、ニーズ調査のアンケート用紙については、すぐ内容が良い、悪い。追加項目がどうかとまでは議論できないので、次回の会議で進めるという扱いとなります。よく資料を見ておいていただきたいと思います。ご質問やご意見等ある方はいますか。

◇委員

質問ですが、この子育で支援法などの関連3法については、子どもさんにとってのより良い保育となるものと思います。今、保育所、幼稚園、子育で支援事業など預かる場所はたくさんありますが、この現状がより良くなることが前提だと思います。今後、こうした支援事業など色々調べていって、現状の保育がこうした給付の対象になるのか、もしくはならないのかなどがあれば、事業者に対してその内容を働きかけができる会議となるのでしょうか。あるいは市の財政ひっ迫もあり、全て国の指示通りに同じような給付ができないとなれば、市としての線引きも出てきます。こうした対応についてもこの会議で話し合う流れになりますか。会議の意見をどう活用していくのかについて市の考えを聞きたいと思います。

また、働く親への支援策も現状からすれば大切ですが、ひとりの人間としてみれば、子どもが小さい頃に親が一緒に過ごせることが肝要なことであり、施設での支援のほか、親ができるだけ子どもと過ごせることが子育て支援だと思います。家族でいる時間、施設で過ごす時間のスムーズな保育活動、保護者が楽になるような充実した給付になればよいと思っています。

◇会長

後段のご意見、労働政策に関わる貴重な意見と思います。この会議だけでの議論では難しいが、 考えていかなければならないことと思います。前段の部分について、何をすれば給付対象になるのか、またどうしていけばよいのか、事務局としてはどうですか。

◇事務局

ストレートなお答えになるかどうかですが、さきほど資料で保育所の認可制度に触れました。原 則として認可に関する客観的要件を満たせば認可する。但し需給を満たしている場合などを例外の 要件として挙げています。しかし、現時点で需給を満たしている場合などの具体的判断基準を国は 議論中です。

また、施設型給付などの説明も行いましたが、運営費などの具体的な水準は26年度に入ってから国は示す予定としています。事業者側もこうした内容を見てからどうかということもあると思います。

現在は国も地方も並行してこうした子ども・子育て会議で議論していくという流れとなっています。この会議でどこまで議論していくのかというご質問でしたが、施設の利用定員や認可の関係など今後、引き続き国の内容をよく見ながら、協議をお願いする内容について、また改めてご検討をお願いしていくというのが現時点での考え方となっています。

◇会長

そうすると会議が進んでいく中でだんだん輪郭が明らかになってくるということですか。その段階でどこまでが給付費の対象になるとかならないとかがわかってくる。まだ現時点では青写真がまだおぼろげなので明確には答えられないということですか。

◇事務局

そのとおりです。

◇委員

国には国の基準があります。札幌を真似てとはならない小樽市ですが、小樽ならここまで子どもの支援ができるぞと。そういう場づくりをしていこう、その中で支給できるものは支給していこうという捉え方をする。そういう捉え方で理解してよいでしょうか。そういう会議だと理解しますが。 ◇事務局

基本的にはこれからの子育て支援制度のより良い方向の在り方を議論していく場と認識しています。認定こども園への移行の問題なども国はまだ議論を続けている事項は残っており、慎重にその内容を見ていくというのが、現時点での考え方となります。市では公立の施設もあるが、現時点で認定こども園へ移行するという方針までは持っていないし、もう少し慎重に見ていきたいと考えています。

◇委員

おそらく平成27年度まで全てできないのかもしれませんが、前回の子育てプランなども国が法案を決め、地方でも計画を冊子化することが目的になっていたようにも感じます。冊子が活かされる会議であってほしいので、現場の保育へも援助すべきと認識するなら、今、小規模で行っている保育などに手を差し伸べていけるような体制にしてほしいと思います。幼稚園の現状も補助金が無ければやっていけないという現実があります。施設の定員の大小もあり、設置者の考えで定数削減するならわかりますが、他からの定数是正の指導で変えていくのは違うのではないかと思いますし、現場をやりにくくしないでほしいと思います。また、無償化の問題もあります。保育料自体一律ということもどうかということもあります。それぞれの保育理念もあります。机上の考え方としてわかることもありますが、現場で中々難しいこともありますので、そうした施設を造らないよう、施設へ助言していく会議であってほしいと思います。

♦会長

ありがとうございます。会議の進め方で貴重なご意見をいただいたと思います。ほかに何かご意見はありますか。それでは、これで議事は終えましたね。では「その他」の事項に入ってよろしいですか。事務局から何かありますか。

◇事務局

事務局から1点あります。次回の会議日程をできれば早く決定し準備を進めたいと思っています。 本日は第1回の会議でしたが、第2回会議の候補日を配付したペーパーに記載しました。また、後 ほどご都合をお知らせいただければと考えていますのでよろしくお願いします。

◇会長

事務局からの次回の日程についての話がありましたが、最後に委員の皆様から一言ありますか。 (各委員「質問、意見なし」)

◇会長

無いようですのでこれにて本日の会議を閉会いたします。皆さん、長時間に渡りどうもありがと うございました。